

2021.6
夏

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

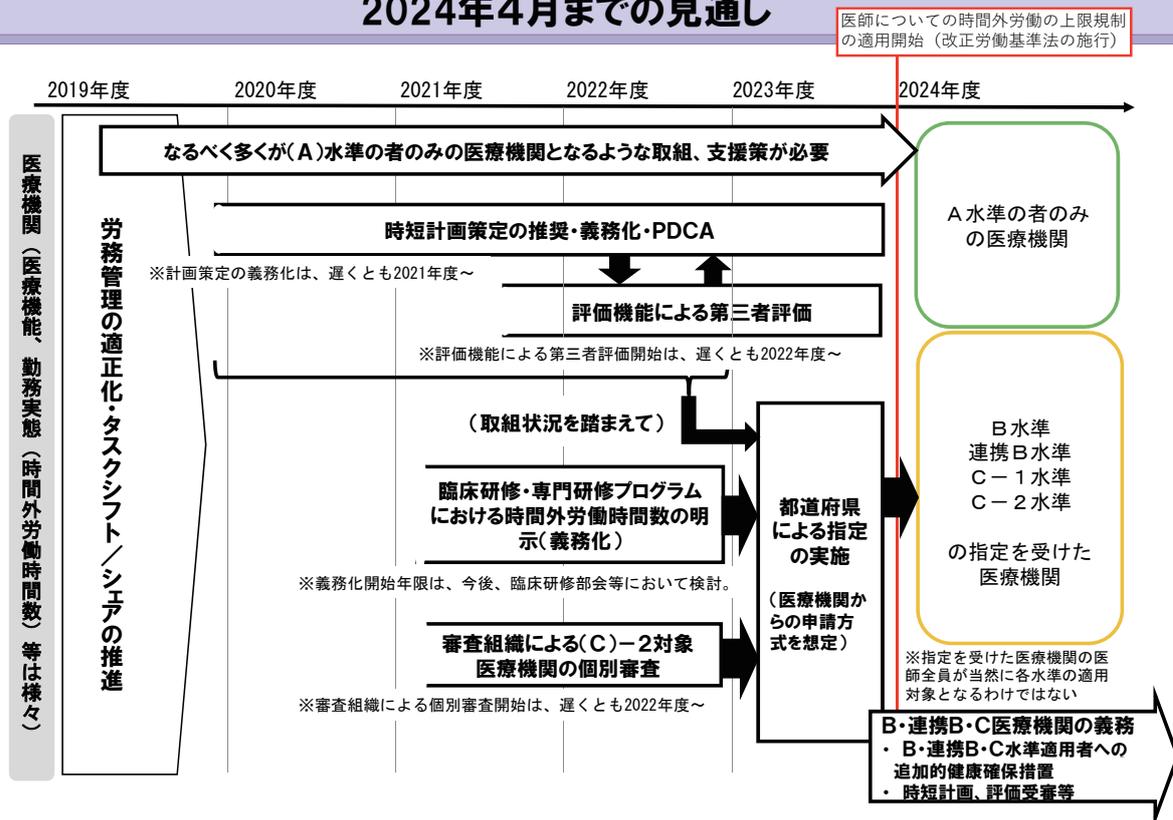
医師の働き方改革、2024年4月までの見通しが示される

2020年末、「第11回医師の働き方改革の推進に関する検討会」（厚労省）により公表された中間とりまとめのなかで、医師についての時間外労働の上限規制の適用となる2024年4月までの見通しが示されています（下図）。

医療機関が、地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）や集中技能向上水準（C水準）として都道府県により指定されるためには、過去3年の間に評価機能による評価をあらかじめ受けていることが必要です。2023年度中に指定されるためには、その前に労働時間短縮計画（以下、時短計画）を作成し、それに基づくPDCAサイクルによる時短計画の取組を実施した結果等をもとに評価機能による評価を受審する必要があります。

コロナ禍においても少子高齢化など、働き方改革を推進すべき社会的背景は変わっておらず、医療機関においても着実に進めていくとの方針が示されており、これら取組の中でどのように勤務環境を改善し働きやすい職場にしていくか、今後ますます重要になっていくと考えられます。

2024年4月までの見通し



Data

「令和2年度 医療勤務環境に関する調査」より

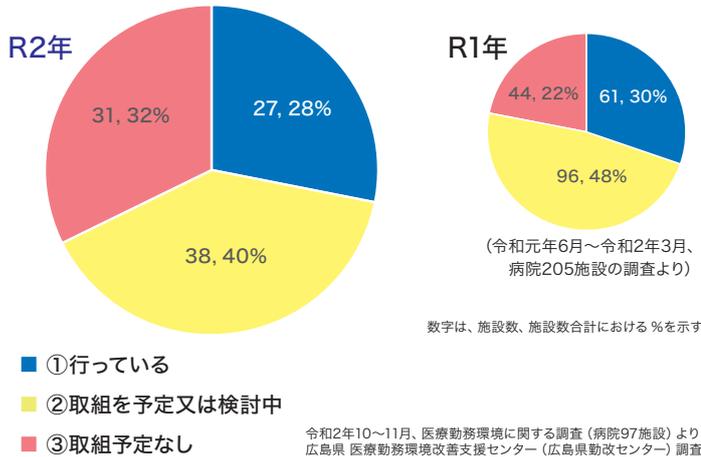
広島県医療勤務環境改善支援センター（以下、勤改センター）では、「医療勤務環境に関する調査（2020年10月～11月、郵送によるアンケート調査）」を実施しました。

図は「医師の労働時間を踏まえて、労働時間短縮に向けた取組を行っていますか？」という

問いについての結果です。令和元年度の調査とは方法や施設数などが異なり単純には比較できないものの、取組を行っている施設は約3割で横ばいでしたが、取組予定なしの施設が約2割から3割に増えていました。行っている施設の取組内容としては、タスクシフティングやノー残業デー、残業の管理やヒアリングなどが行われていました。

医師について時間外労働の上限規制の適用となる2024年4月を前に、労務管理のみならず「勤務環境改善」へいかにつなげていくかが重要になっていくと考えられます。

Q. 医師の労働時間を踏まえて、労働時間短縮に向けた取組を行っていますか。



最近の活動

「アドバイザー連絡会議」の開催



令和3年5月、医療機関への支援をより効果的、効率的にしていくため、医療労務管理アドバイザーと医業経営アドバイザーによる今年度1回目の連絡会議を開催し、本年度の活動計画について打ち合わせを行いました。

医療機関への訪問

勤改センターの活動の一つである医療機関への訪問支援について、令和2年度は3施設延べ3回実施しました。医師の働き方改革についての相談や負担の少ない簡便なアンケート（右図）等を用いた勤務環境改善などの支援を行いました。また、コロナ禍にて、訪問することが難しい医療機関へは、電話による相談支援も実施しました。

本年度も、勤務環境の改善に関する相談がありましたら、まずはお気軽に下記電話番号までお願いします。

●勤務環境チェックシート(OK様式)		部署:
チェックポイント		○△×
1	有給休暇を希望どおりにとることができる。	
2	くつろげる休憩場所があり、適切に休憩をとることができる。	
3	保育や介護のことで困っていない。	
4	残業、夜勤、当直等で疲弊していない。(手当も含めて)	
5	目々、ぐっすり睡眠をとれている。	
6	身体も心も、健康的な環境で仕事ができている。	
7	職場で質のよい食事(栄養、安全、手ごろな価格)をとることができる。	
8	健康診断を定期的に受けている。	
9	暴力・暴言、クレーム対策がしっかりしていると思う。	
10	パワハラ、セクハラ、いじめ等で困ったり、不快なことはない。	
11	補助職(医療ケア、看護補助、パト、アパ等)が効果的に導入されていると思う。	
12	仕事量がちょうどよい。(忙しすぎない、ひま過ぎない)	
13	職場安全(医療安全など)の対策がしっかりしており、安心できる。	
14	普段、職場でコミュニケーションが上手くとれていると思う。	
15	5S(整理、整頓、掃除、清潔、しつけ)の風土がある。	
16	どちらかというと、いつも笑顔である。	
17	顧客(患者さん、職場スタッフなど)に喜ばれることが多い。	
18	昇格、昇給、給与、手当など、人事評価に納得している。	
19	希望する研修や学会に参加することができる。	
20	自身も、職場も、将来は明るいと感じる。	

※使用、転載等の際は、必ずセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医務課内
TEL:082-513-3056

受付時間：(平日)10時～12時、13時～16時
(土日祝日、年末年始を除く)